

ソフトウェア使用許諾契約書

本契約は、お客様とソニーマーケティング株式会社（以下「ソニー」とします）との間での「Movie Player for CATV」ソフトウェア（電子文書及びアップデート・アップグレードを含み、以下「許諾ソフトウェア」とします）の使用権の許諾に関する条件を定めるものです。許諾ソフトウェアをご使用いただく前に、本契約をお読み下さい。お客様による許諾ソフトウェアの使用開始をもって、本契約にご同意いただいたものとします。

第1条（総則）

許諾ソフトウェアは、日本国内外の著作権法並びに著作権者の権利及びこれに隣接する権利に関する諸条約その他知的財産権に関する法令によって保護されています。許諾ソフトウェアは、本契約の条件に従いソニーからお客様に対して使用許諾されるもので、許諾ソフトウェアの著作権等の知的財産権はお客様に移転いたしません。

第2条（使用権）

1. ソニーは、許諾ソフトウェアを、当該許諾ソフトウェアがインストールされているお客様がお持ちのデバイス（以下「指定デバイス」とします）上で、私的利用の目的で使用する、非独占的な権利をお客様に許諾します。
2. お客様は、お客様が許諾ソフトウェアをご使用になるうえで必要な使用環境を自らの費用と責任で整えるものとします。

第3条（権利の制限）

1. お客様は、許諾ソフトウェアの全部又は一部を複製、複写、譲渡（本条第6項に定める場合を除く）、販売したり、これに対する修正、追加等の改変をすることはできないものとします。また、許諾ソフトウェアに含まれるトレードマークやその他の権利標記等の表示を削除したり、外観の変更をしてはならないものとします。
2. お客様は、別途明示的に承諾されている場合を除き、許諾ソフトウェアを再使用許諾、貸与又はリースその他の方法で第三者に使用させてはならないものとします。
3. お客様は、別途明示的に承諾されている場合を除き、許諾ソフトウェアの一部又はその構成部分を許諾ソフトウェアから分離して使用しないものとします。
4. お客様は、許諾ソフトウェアを用いて、ソニー又は第三者の著作権等の権利を侵害する行為を行ってはならないものとします。
5. お客様は、許諾ソフトウェアに関しリバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル等のソースコード解析作業を行ってはならないものとします。
6. お客様は、本契約に基づいて、指定デバイスの譲渡の一部としてのみお客様の許諾ソフトウェアに関する権利の全てを譲渡することができます。但しその場合、お客様は許諾

ソフトウェアの複製物を保有することはできず、許諾ソフトウェアに関するもの一切(全ての構成部分、マニュアルなどの関連書類、電子文書、アップデート・アップグレード及び本契約書を含みます)を譲渡し、かつ譲受人が本契約の条項に同意することを条件とします。

第4条 (許諾ソフトウェアの権利)

許諾ソフトウェアに関する著作権等一切の権利は、ソニー又はソニーが本契約に基づきお客様に対して使用許諾を行うための権利をソニーに許諾した原権利者(以下「原権利者」とします)に帰属するものとし、お客様は許諾ソフトウェアに関して本契約に基づき許諾された使用権以外の権利を有しないものとします。

第5条 (責任の範囲)

1. ソニー及び原権利者は、許諾ソフトウェアにエラー、バグ等の不具合がないこと、脆弱性等の危険がないこと、若しくは許諾ソフトウェアが中断なく稼動すること、又は許諾ソフトウェアの使用がお客様及び第三者に損害を与えないことを保証しません。但し、ソニー及び原権利者は、当該エラー、バグ等の不具合に対応するため、許諾ソフトウェアの一部を書き換えるソフトウェア若しくはバージョンアップの提供による許諾ソフトウェアの修補又は当該エラー、バグ等についての問い合わせ先の通知を行うことがあります。本項に定めるソフトウェア及びバージョンアップの提供方法又は問い合わせ先の通知方法はソニー又は原権利者がその裁量により定めるものとします。また、ソニー及び原権利者は、許諾ソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害していないこと又はお客様のご利用目的に合致していることを保証いたしません。
2. 許諾ソフトウェアの稼動が依存する可能性のある、許諾ソフトウェア以外の製品、ソフトウェア又はサービス(通信、放送若しくはその他ネットワークに関するサービス)(当該製品、ソフトウェア又はサービスは第三者が提供する場合に限られず、ソニー又は原権利者が提供する場合も含みます)は、当該ソフトウェア又はサービスの提供者の判断で中止又は中断する場合があります。ソニー及び原権利者は、許諾ソフトウェアの稼動が依存する可能性のあるこれらの製品、ソフトウェア又はサービスが中断なく正常に稼動すること及び将来に亘って正常に稼動することを保証いたしません。
3. お客様が、ソニー又はソニーの指定する第三者のサーバーから提供される許諾ソフトウェアのアップデートの実行を拒否した場合、当該許諾ソフトウェアの全部又は一部の機能が使用できない場合があります。これについてソニーは何等の責任を負わないものとします。
4. お客様に対するソニー及び原権利者の損害賠償責任は、当該損害がソニー又は原権利者の故意又は重過失による場合を除きいかなる場合にも、お客様に直接且つ現実に生じた通常の損害に限定されるものとします。但し、かかる制限を禁止する法律の定めがある

場合はこの限りではないものとします。

第6条（用途の限定）

許諾ソフトウェアは高度の安全性が要求され、許諾ソフトウェアの不具合や中断が生命、身体への危険、有体物又は環境に対する重大な損害に繋がる用途（例えば、原子力発電所を含む核施設の制御、航空機の制御、通信システム、航空管制、生命維持装置又は兵器）を想定しては設計されていません。ソニー及び原権利者は、許諾ソフトウェアがこれら高度の安全性が要求される用途に合致することを一切保証しません。

第7条（第三者に対する責任）

お客様が許諾ソフトウェアを使用することにより、第三者との間で著作権、特許権その他の知的財産権の侵害を理由として紛争を生じたときは、お客様自身が自らの費用で解決するものとし、ソニー及び原権利者に一切の迷惑をかけないものとします。

第8条（著作権保護及びアップデート）

1. お客様は、許諾ソフトウェアの使用に際し、日本国内外の著作権法並びに著作者の権利及びこれに隣接する権利に関する諸条約その他知的財産権に関する法令に従うものとします。
2. お客様は、ソニー又はソニーの指定する第三者のサーバーから提供される許諾ソフトウェアのアップデートを実行する際、次の各号に同意するものとします。
 - (ア) 当該許諾ソフトウェアのアップデートに伴い、許諾ソフトウェアのセキュリティー機能の向上又はエラー若しくはバグの修正等がなされることがあること
 - (イ) 当該許諾ソフトウェアのアップデートに伴い、許諾ソフトウェアの機能が追加、変更又は削除されることがあること
 - (ウ) アップデートされた許諾ソフトウェアについても本契約の各条項が適用されること

第9条（契約の解約）

1. ソニーは、お客様が本契約に定める条項に違反した場合、直ちに本契約を解約し、またはそれによって蒙った損害の賠償をお客様に対し請求できるものとします。
2. 前項又はその他の事由で本契約が終了した場合でも、第4条、第5条乃至第12条の規定は有効に存続するものとします。

第10条（許諾ソフトウェアの廃棄）

前条の規定により本契約が終了した場合、お客様は契約の終了した日から2週間以内に許諾ソフトウェアおよびその複製物を廃棄するものとし、その旨を証明する文書をソニーに差し入れするものとします。

第11条（契約の改訂）

ソニーはお客様が登録した電子メールアドレスへの電子メールの発信、ソニー所定のサイトでの告知又はその他ソニーが適切と判断する方法をもってお客様に事前に通知することにより、本契約の条件を改訂することがあります。お客様はかかる改訂に同意しない場合は、本契約の条件改定の発効日前までに、ソニーにその旨を連絡するとともに直ちに許諾ソフトウェアの使用を中止するものとします。本契約の条件改訂の発効日以降のお客様による許諾ソフトウェアの使用をもって、お客様は改訂されたソフトウェア使用許諾契約書に同意したものとします。

第12条（その他）

1. 本契約は、日本国法に準拠するものとします。
2. お客様は、許諾ソフトウェアを日本国外に持ち出して使用する場合、適用ある輸出管理規制、法律、命令に従うものとします。
3. 本契約は、消費者契約法を含む消費者保護法規によるお客様の権利を不利益に変更するものではありません。
4. 本契約の一部条項が法令によって無効となった場合でも、当該条項は法令で有効と認められる範囲で依然として有効に存続するものとします。
5. 本契約に定めなき事項又は本契約の解釈に疑義を生じた場合は、お客様及びソニーは誠意をもって協議し、解決するものとします。

以上